

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 132 件

厚生年金関係 132 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 厚生年金 事案 2161～2292（別紙一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日に支給された賞与において、（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年6月27日

A社（現在は、B社）から平成15年6月27日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

平成15年6月27日に支給された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2161	-		男	昭和 25 年生		131 万 1,000 円
2162	-		男	昭和 23 年生		137 万 8,000 円
2163	-		女	昭和 22 年生		30 万 9,000 円
2164	-		男	昭和 20 年生		88 万 0 円
2165	-		男	昭和 19 年生		85 万 4,000 円
2166	-		男	昭和 22 年生		75 万 6,000 円
2167	-		男	昭和 22 年生		78 万 8,000 円
2168	-		男	昭和 18 年生		56 万 7,000 円
2169	-		男	昭和 54 年生		32 万 0 円
2170	-		男	昭和 20 年生		90 万 9,000 円
2171	-		男	昭和 19 年生		78 万 7,000 円
2172	-		男	昭和 19 年生		68 万 4,000 円
2173	-		男	昭和 22 年生		131 万 1,000 円
2174	-		男	昭和 18 年生		77 万 3,000 円
2175	-		男	昭和 19 年生		77 万 6,000 円
2176	-		女	昭和 49 年生		28 万 0 円
2177	-		男	昭和 20 年生		103 万 4,000 円
2178	-		男	昭和 22 年生		54 万 4,000 円
2179	-		男	昭和 25 年生		124 万 1,000 円
2180	-		男	昭和 46 年生		41 万 3,000 円
2181	-		男	昭和 18 年生		77 万 1,000 円
2182	-		女	昭和 49 年生		28 万 1,000 円
2183	-		男	昭和 22 年生		68 万 1,000 円
2184	-		男	昭和 21 年生		79 万 3,000 円
2185	-		男	昭和 26 年生		111 万 1,000 円
2186	-		男	昭和 26 年生		92 万 9,000 円
2187	-		男	昭和 23 年生		65 万 9,000 円
2188	-		男	昭和 20 年生		76 万 0 円
2189	-		女	昭和 25 年生		41 万 2,000 円
2190	-		男	昭和 25 年生		89 万 7,000 円
2191	-		女	昭和 36 年生		34 万 8,000 円
2192	-		男	昭和 22 年生		93 万 5,000 円
2193	-		男	昭和 22 年生		74 万 0 円
2194	-		男	昭和 22 年生		66 万 1,000 円
2195	-		男	昭和 24 年生		113 万 8,000 円
2196	-		男	昭和 53 年生		30 万 4,000 円
2197	-		男	昭和 21 年生		88 万 0 円
2198	-		男	昭和 29 年生		103 万 9,000 円
2199	-		男	昭和 25 年生		85 万 1,000 円
2200	-		男	昭和 23 年生		71 万 1,000 円
2201	-		男	昭和 49 年生		31 万 7,000 円
2202	-		女	昭和 49 年生		28 万 0 円
2203	-		男	昭和 25 年生		109 万 1,000 円
2204	-		男	昭和 23 年生		108 万 7,000 円
2205	-		男	昭和 22 年生		133 万 7,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2206	-		女	昭和 20 年生		39 万 3,000 円
2207	-		男	昭和 25 年生		114 万 4,000 円
2208	-		男	昭和 24 年生		52 万 9,000 円
2209	-		男	昭和 52 年生		31 万 7,000 円
2210	-		男	昭和 25 年生		82 万 8,000 円
2211	-		男	昭和 48 年生		41 万 5,000 円
2212	-		男	昭和 45 年生		36 万 9,000 円
2213	-		男	昭和 22 年生		70 万 7,000 円
2214	-		男	昭和 22 年生		107 万 8,000 円
2215	-		男	昭和 49 年生		43 万 7,000 円
2216	-		男	昭和 18 年生		88 万 5,000 円
2217	-		男	昭和 20 年生		44 万 3,000 円
2218	-		男	昭和 19 年生		86 万 2,000 円
2219	-		男	昭和 22 年生		82 万 6,000 円
2220	-		男	昭和 24 年生		54 万 9,000 円
2221	-		男	昭和 48 年生		39 万 5,000 円
2222	-		女	昭和 47 年生		27 万 8,000 円
2223	-		男	昭和 51 年生		26 万 6,000 円
2224	-		男	昭和 48 年生		35 万 9,000 円
2225	-		男	昭和 19 年生		77 万 0 円
2226	-		男	昭和 18 年生		69 万 1,000 円
2227	-		男	昭和 21 年生		44 万 4,000 円
2228	-		男	昭和 18 年生		62 万 4,000 円
2229	-		男	昭和 21 年生		53 万 5,000 円
2230	-		男	昭和 21 年生		61 万 0 円
2231	-		男	昭和 20 年生		81 万 2,000 円
2232	-		男	昭和 20 年生		49 万 0 円
2233	-		男	昭和 23 年生		54 万 3,000 円
2234	-		男	昭和 22 年生		52 万 9,000 円
2235	-		男	昭和 27 年生		42 万 0 円
2236	-		女	昭和 45 年生		28 万 4,000 円
2237	-		女	昭和 50 年生		26 万 7,000 円
2238	-		男	昭和 18 年生		76 万 9,000 円
2239	-		男	昭和 38 年生		45 万 8,000 円
2240	-		女	昭和 46 年生		38 万 7,000 円
2241	-		男	昭和 25 年生		56 万 4,000 円
2242	-		男	昭和 28 年生		42 万 7,000 円
2243	-		男	昭和 29 年生		47 万 9,000 円
2244	-		男	昭和 29 年生		46 万 6,000 円
2245	-		男	昭和 30 年生		71 万 4,000 円
2246	-		男	昭和 41 年生		44 万 2,000 円
2247	-		男	昭和 42 年生		49 万 2,000 円
2248	-		男	昭和 38 年生		37 万 8,000 円
2249	-		男	昭和 47 年生		31 万 2,000 円
2250	-		男	昭和 44 年生		38 万 4,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2251	-		男	昭和 48 年生		34 万 1,000 円
2252	-		男	昭和 49 年生		30 万 5,000 円
2253	-		男	昭和 44 年生		37 万 5,000 円
2254	-		男	昭和 45 年生		37 万 4,000 円
2255	-		男	昭和 46 年生		36 万 1,000 円
2256	-		男	昭和 48 年生		36 万 2,000 円
2257	-		男	昭和 50 年生		32 万 3,000 円
2258	-		男	昭和 32 年生		49 万 2,000 円
2259	-		男	昭和 42 年生		44 万 2,000 円
2260	-		男	昭和 41 年生		37 万 1,000 円
2261	-		男	昭和 46 年生		31 万 5,000 円
2262	-		男	昭和 47 年生		34 万 9,000 円
2263	-		男	昭和 43 年生		35 万 4,000 円
2264	-		男	昭和 48 年生		32 万 4,000 円
2265	-		男	昭和 20 年生		74 万 1,000 円
2266	-		男	昭和 23 年生		83 万 8,000 円
2267	-		男	昭和 25 年生		112 万 1,000 円
2268	-		男	昭和 24 年生		103 万 6,000 円
2269	-		男	昭和 30 年生		62 万 3,000 円
2270	-		男	昭和 47 年生		31 万 5,000 円
2271	-		男	昭和 27 年生		102 万 9,000 円
2272	-		男	昭和 28 年生		54 万 3,000 円
2273	-		女	昭和 30 年生		36 万 9,000 円
2274	-		男	昭和 24 年生		110 万 6,000 円
2275	-		女	昭和 27 年生		38 万 8,000 円
2276	-		女	昭和 26 年生		42 万 8,000 円
2277	-		男	昭和 26 年生		103 万 8,000 円
2278	-		男	昭和 48 年生		36 万 0 円
2279	-		男	昭和 21 年生		77 万 3,000 円
2280	-		男	昭和 26 年生		71 万 7,000 円
2281	-		男	昭和 23 年生		86 万 2,000 円
2282	-		男	昭和 27 年生		105 万 2,000 円
2283	-		女	昭和 50 年生		33 万 7,000 円
2284	-		男	昭和 26 年生		55 万 7,000 円
2285	-		男	昭和 29 年生		59 万 1,000 円
2286	-		男	昭和 29 年生		62 万 9,000 円
2287	-		男	昭和 44 年生		40 万 7,000 円
2288	-		男	昭和 23 年生		109 万 8,000 円
2289	-		男	昭和 23 年生		75 万 0 円
2290	-		女	昭和 22 年生		30 万 2,000 円
2291	-		女	昭和 50 年生		14 万 2,000 円
2292	-		男	昭和 29 年生		46 万 8,000 円

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

医療法人Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額について、平成 12 年 8 月から 40 万円に昇給したにもかかわらず、同年 10 月から、標準報酬月額が 41 万円から 30 万円に下がっている。また、同年 8 月以降 40 万円の給与が下がることはなかったにもかかわらず標準報酬月額が 30 万円のままで、翌年 8 月に標準報酬月額を 41 万円に随時改定しているのは遅すぎるので、申立期間の標準報酬月額について訂正してほしい。また、同年の定時決定の記録が無い理由についても併せて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 6 月 12 日から現在に至るまで医療法人Aに勤務し、厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が、被保険者資格取得時においては 41 万円、同年 10 月の定時決定においては 30 万円、13 年 8 月の随時改定においては 41 万円とされている。

申立人は、平成 12 年 8 月に昇給があったにもかかわらず、同年 10 月に、標準報酬月額が 41 万円から 30 万円に下がったことに対して疑問があるとしているが、これについては、次のように考えられる。

申立人及び事業主の供述、並びに標準報酬決定通知書の写しから、申立人は、当初、採用時から診療所管理者として勤務する予定であったため、事業主は、10 万円の役職手当を加算した 41 万円の報酬月額で資格取得の届出を行ったことが認められる。しかし、実際に申立人が診療所管理者となったのは、採用から 2 か月後の平成 12 年 8 月からであり、それまでは役職手当が加

算されていなかったことが、申立人の供述及び給与振込記録のある預金通帳から推認できる。同年10月の定時決定では、同年5月から同年7月までの月を算定対象月とし標準報酬月額を決定するが、申立人については、算定基礎日数を満たす月が同年7月の1か月となることから同月分の給与（当該役職手当が加算される前の額）に基づき届出が行われたと認められる。このことから、当該年の標準報酬月額の定時決定は適法であり、正当と認められる。

一方、平成12年8月の昇給に伴う被保険者報酬月額変更届を事業主が行ったかどうかについては、社会保険事務所の記録からは確認できない。しかしながら、申立人が提出した平成12年分源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、社会保険庁に記録された標準報酬月額から計算した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、事業主は、同年10月の定時決定後は社会保険庁に記録された当該定時決定に係る標準報酬月額（30万円）に基づいた厚生年金保険料の控除を継続していたと認められる。このことから、事業主は同年8月の昇給に伴う被保険者報酬月額変更届を適正な時期に提出すべきであったところ、13年7月まで社会保険事務所に届け出ていなかったと推認される。

また、申立人は平成12年8月の昇給後は固定的賃金の変動が無いにもかかわらず、13年8月になってから、随時改定が行われていることに疑問があるとしているが、これについては、当時委託されていた税理士は既に亡くなっており、当時の資料も無いことから、事業主が行った届出の内容は確認することができない。しかしながら、申立人が提出した平成13年分源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、社会保険庁に記録された標準報酬月額から計算した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、同年9月の申立人の給与から41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと認められることから、社会保険事務所に対して同年8月に被保険者報酬月額変更届を行っていたことが推認される。

さらに、申立人は、平成13年の定時決定がされていないことに対して疑問があるとしているが、これについては、同年8月に随時改定が行われている場合には、厚生年金保険法により当該年の定時決定は行わないとされていることから、社会保険事務所の事務処理については、適法であり正当と認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 16 日から 10 年 12 月 1 日

社会保険庁の記録では、A社で勤務した期間の標準報酬月額が 22 万円から 24 万円となっているが、同社から給与が振り込まれていた通帳には毎月 30 万円から 40 万円振り込まれている。給与の受給額と記録が相違しているため申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、給与振込通帳により、30 万円から 40 万円の給与を支給されていたため、当然、それに基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであると供述している。

一方、当時、A社の社会保険事務を担当していた者（現在は役員）は、当時は経営難であったため、入社した従業員に対し、給与の額に見合う報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることにはできない旨伝え、了承を得ていたとしている。このことに関し、同僚から提出された当時の給与明細書によると、給与支給額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも一貫して高額であることが確認できるが、その厚生年金保険料の控除額については、同庁に記録された標準報酬月額から算出された保険料額であり、実際の給与額から算出された保険料額でないことが確認できる。さらに、他の同僚によれば、勤続期間中（厚生年金保険の加入期間は平成 3 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで）に、上記担当者から、保険料額について、今までどおり、社会保険庁に記録された標準報酬月額から算出した額を控除するか、給与額に見合う額に変えるかと問われたため、給与額に見合う保険料額としてもらうよう希望したと供述しているところ、その同僚の社会保険庁における標準報酬月額は平



成 11 年 6 月 1 日に 26 万円から 44 万円に増額している。

加えて、申立期間に在籍した従業員約 90 人のうち一部の者（役員及び標準報酬月額が低額の者）を除いた者の社会保険庁における標準報酬月額は、20 万円から 28 万円と記録されている。

これらのことから、申立期間において、A 社では、従業員に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認されるが、厚生年金保険料については、特段の申出等がない限り、標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。このため、仮に、申立人が申立てどおりの給与を同社から支給されていたとしても、その額に見合う厚生年金保険料をそれぞれの給与から控除されていたとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。